

富士見パノラマリゾートスキー場利用約款

(目的)

第1条 当約款は、当社スキー場利用者の安全利用の維持向上を目的としております。

2 当約款に定めのない事項については、関係法令の定めに基づき、関係法令に定めがない事項についてはスノースポーツ安全基準(全国スキー安全対策協議会・2013年10月改訂版)に準じるほか、社会通念上の行動にも準じます。

(行動規則)

第2条 スキー・スノーボードには、さまざまな特有の危険があり、特にスピードを伴うことから、各人の行動には、自分自身の事故防止と他の利用者の安全に対して責任ある行動が求められます。特に次の各号の事項にはご注意ください。

(1) 他の利用者への危険行為の禁止

他人を傷つけたり、おびやかしたりしないでください。

(2) 滑走時の一般的注意

地形・天候・雪質・技能・体調・混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも危険を避けるために止まれるよう、滑り方を選んでください。

(3) 先行者への配慮

前にいる人の滑走を妨害しないでください。

(4) 追い越し

追い越すときは、その人との間隔を十分にあげてください。

(5) 周囲の確認

滑り出すとき、合流するとき、斜面を横切るときは、上をよく見て安全を確かめてください。

(6) コースをふさぐ行為の禁止

コースの中で座り込まないでください。せまい所や上から見通せない所では立ち止まることも慎んでください。転んだときはすばやくコースをあけてください。

(7) コース利用時の注意事項

登るとき、歩くとき、停まるときは、コースの端を利用してください。

(8) 流れ止めの装着

スキーやスノーボードには、流れ止めをつけてください。

(9) 標識や警告・指示の遵守

掲示・標識・場内放送等の注意を守り、スキーパトロール・スキー場係員の指示には従ってください。

(10) 相互扶助及び協力義務

事故に出あった時には救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず身元を明らかにしてください。

(注意事項)

第3条 スキー・スノーボードをする場合には、次のような危険に出遭うことがあります。スキー場利用者はこれをよく理解のうえ、注意深く行動し、安全で快適なスキー場利用にご協力ください。

- (1) 降雪・吹雪・降雨・濃霧・落雷などの天候にともなう危険
- (2) 崖・急斜面・溝・沢などの地形にともなう危険
- (3) 雪面の高低や凹凸・アイスバーン・深雪・雪崩など雪質や雪面の状態による危険
- (4) 立木・岩石・切り株・露出した地表・水路など自然の障害物による危険
- (5) リフト施設・建物・降雪設備などの人工の工作物との衝突による危険
(場内のネット・マットは衝突の際の安全を保障する物ではありません。)
- (6) スノーパークの利用にともなう危険
- (7) スキーヤー・スノーボーダーのスピードの出し過ぎによる危険
- (8) 自己転倒による危険
- (9) 他のスキーヤー・スノーボーダーとの衝突による危険
- (10) 疲労・飲酒・薬物・体調不良による危険
- (11) 不適切な用具の使用などによる危険
- (12) 動物等との接触の危険
- (13) 雪上車両との衝突の危険

(禁止事項)

第4条 当スキー場利用に関して以下のことを禁止いたします。

- (1) 閉鎖されたコースや立入禁止の区域へ侵入すること。
- (2) 他の利用者はもちろん、人工物、ネット、ロープ、マット、ポールや自然の物体に接近して滑走すること。
- (3) リフトの運行を妨げる行為をすること。
- (4) 雪上車両に接近すること。
- (5) 表示物・掲示物・標識類を毀損すること。
- (6) 空き缶・煙草の吸殻・その他の物品を所定の場所以外に捨てたり、放置したりすること。
- (7) いたずらに、コースの中を靴足のままで歩くこと。
- (8) 犬などの動物をコースの中に放つこと。
- (9) アルコールや薬物の影響その他の事情により、心身が正常でない状態でスキー場へ入ること。
- (10) 法令等で禁止されたこと。
- (11) その他、他の利用者や自分自身の安全をおびやかすこと。
- (12) 長時間コース内で立ち止まったり座り込んだりすること。

(賠償請求及び費用負担)

第5条 当社では、スキー場の行動規則、注意・禁止事項に違反した行為によって発生した一切の事故の責任を負いかねるとともに、当社に損害又は賠償費用が発生した場合には、その事故を発生させた利用者に対してこの損害の賠償又は発生した費用を請求させていただきます。

2 本約款等に違反又は、当スキー場管理区域の外に出たスキー場利用者又はその知人等から当社に遭難救助及び救助の申告があったときは、当社と関係官公庁等が協力して救助活動を行います。当社が救助活動終了後、捜索・救助に要した人件費、雪上機器費用、索道運行費用、照明電気費用、その他発生した費用の一切を当該スキー場利用者に請求させていただきます。

(不可抗力)

第6条 天災その他の不可抗力に基づく事由により、スキー場利用者の安全が確保できないおそれがある場合には、スキー場又はリフトの全部又は一部の営業を休止させていただくことがあります。

(ドローンなど無線航空機の飛行禁止)

第7条 当スキー場ではドローンなどの無線航空機(一部有線のものも含む。)の飛行について禁止とさせていただきます。当スキー場より特別な許可を受けた場合にはこの限りではありません。

(その他)

第8条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)による指定暴力団及び指定暴力団員並びに反社会团体及び反社会团体員等(暴力団及び過激行動団体等ならびにその構成員)の方々のご利用は、固くお断りいたします。

2 当スキー場の係員の指示に従わない場合、利用をお断りいたします。

(管轄裁判所)

第9条 当スキー場の利用について紛争が生じたときの管轄裁判所は、当スキー場の所在地を管轄する裁判所とします。

(制定)

2020年4月1日